

学生の退室に当たって (指針)

国際武道大学指定学生宿舎組合

- ◎ 通常の使用状態での自然消耗（経年変化）は、原則として家主負担とする。
- ◎ 故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による汚損・破損は学生負担とする。

居室

●天井・壁（クロス）

- ・ テレビ・冷蔵庫の後部壁面の黒ずみ（電気ヤケ）は通常の使用による損耗の負担は、学生と家主との双方話し合いとする。ただし、壁等のくぎ穴、ねじ穴で下地のボード張り替えが必要なほど破損している場合は、一面単位でその費用を学生が負担する。（※日照によるクロスの変色、ポスター等の画鋸については通常の使用による損耗であり、学生の負担は、無いものとする。）

●床（畳）

- ・ 畳の表替えは通常の使用による経年劣化損耗は、原則として家主負担とする。ただし、学生の故意・過失による場合、1畳単位、最低㎡単位で学生の負担は話し合いとする。

●建具（ふすま、柱など）

- ・ 通常の使用による経年劣化損耗は原則として家主負担とする。ただし学生の故意・過失によるばあい、1枚単位、1本単位で学生の負担とする。

台所

●天井・壁・（クロス）・床

- ・ 通常の使用による経年劣化損耗は原則として家主負担とする。ただし、学生の故意・過失により張り替えが必要な場合は最低㎡単位で学生の負担は話し合いとする。

●流し台等

- ・ 流し台の取り換えの、負担は話し合いとする。

風呂・トイレ（ユニット）

●天井・壁（クロス）・床

- ・ 通常の使用による経年劣化損耗は、原則として家主負担とする。ただし、学生の故意・過失により張り替えが必要な場合は、最低㎡単位で学生の負担は話し合いとする。

●浴槽・便器・洗面台等

- ・ 浴槽・便器・洗面台等の取り換えは、家主負担とする。

その他

- ・ 退室時のルームクリーニング代は原則として学生負担とする。学生が通常清掃（ゴミの撤去、掃き掃除、拭き掃除、水回り、換気扇、レンジ周りの油汚れの除去等）を実施していない場合には30,000円を基準として請求できる。
- ・ 引っ越し作業でついた傷、不注意で雨が吹き込んだこと等によるフローリングの色落ちは学生負担とする。
- ・ ペットの飼育は厳禁であり、飼育していた場合の汚れ・破損等は学生の負担とする。
- ・ 退室時の鍵の取り換えは家主負担とする。ただし鍵の紛失は学生負担とする。
- ・ 通常使用によるシミ・カビによる汚れは双方話し合いとする。また、結露を放置したことによるシミ・カビが拡大し、家主に通知せず、拭きとるなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた等、通常の使用による損耗を超えていると判断できる場合には、学生の負担とする。

精算時の注意

- ・ 退室時の日割り計算について：1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
- ・ 退室時は、家主と学生の立会いの下で部屋をチェックする。
- ・ 精算時には、学生負担分の領収書を学生に渡す。
- ・

入居時に上記の指針について、家主より説明をうけました。

20 年 月 日

学生 住所

親権者 住所

氏名

⑩

氏名

⑩

入居時に上記の指針について、学生及び親権者に説明をしました

家主 住所

氏名

⑩